**広島市安佐動物公園来園者用スマートフォン等のアプリケーション構築業務**

**基　本　仕　様　書**

**１　業務名**

　　広島市安佐動物公園来園者用スマートフォン等のアプリケーション構築業務

**２　履行期間**

　　契約締結日から平成２８年３月３１日

**３　履行場所**

　　受託者の作業拠点及び公益財団法人広島市みどり生きもの協会安佐動物公園（以下「動物公園」という。）の指定する場所

**４　業務の目的**

　　動物公園は、豊かな自然環境の中で国内外の貴重な野生動物と出会える場所であり、昭和４６年の開園以来、市民のレクリエーション・憩いの場や学校教育と連携した環境学習、種の保存に貢献する場としての役割を果たしてきた。

また、年間約５０万人が来園する集客施設であり、今後も、動物公園が果たしてきた社会的意義を継承しながら、幅広い層に受け入れられる観光資源としての新たな魅力を創出し、広島の拠点性強化に資することを目指して動物公園の活性化に取り組む必要がある。

その取組の一つとして、近年急速に普及しているスマートフォンやタブレット端末を活用し、来園者に対する新たな楽しみの創出や飼育動物に関する知識の普及、利便性の向上を図ることとする。

このため、来園者のスマートフォンやタブレット端末において、マーカーを読み取ることで動物や飼育の情報を動画や写真、音声等により提供できるＡＲ（拡張現実）機能、ＧＰＳを活用し園内を効率的に周遊できる園内マップ機能、リアルタイムな情報配信を行うことができるＰＵＳＨ通知などの機能を持つオリジナルのアプリケーション（以下「アプリ」という。）を構築する。

**５　業務の内容**

　**⑴　アプリの基本機能等**

|  |  |
| --- | --- |
| 基本機能 | 内容 |
| ＡＲ（拡張現実）機能 | ・　ＡＲマーカーを読み取ることで、動画や静止画、音声データ（以下「動画等」という。）により動物や飼育の様子、施設等の情報案内を行うことができること。・　ＡＲマーカーには写真やイラスト、文字、実際の風景などを設定できること。・ 委託者側の管理者がＡＲの公開日時・終了日時の設定ができること。・　利用者のスマートフォンで写真撮影を行うときに、オリジナルフレームを提供することができること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本機能 | 内容 |
| 園内マップ機能（ＧＰＳ機能） | ・　園内マップ上にＡＲマーカー設置場所が表示できること。・　ＧＰＳ情報を取得し、園内マップ上に現在地を表示でき、ＡＲマーカーの方向・距離が明示されること。 |
| ＰＵＳＨ通知 | ・　アプリをインストールした利用者に、園内のお知らせやイベント情報等のリアルタイムな情報配信を行うことができること。・　配信する情報は、委託者側の管理者が容易に作成・配信ができること。・　Androidの通知バー、iOSのロック画面上にメッセージを表示できること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 画面表示等 | 内容 |
| ＴＯＰ画面 | ・　ＴＯＰ画面では、園内のお知らせやイベント情報等を表示できること。・　動物公園の公式ホームページや公式Twitter、他の施設等へのリンクを表示できること。 |
| 表示言語 | ・　表示する言語については日本語とするが、将来、英語その他の言語も表示できる機能を備えること。 |

ア　アプリの運用開始は、平成２８年４月を予定している。

イ　将来、大幅な改修を行うことなく容易に機能拡張を行うことができることを前提としたものと

すること。

ウ　アプリについては、iOS及びAndroid搭載機で対応できるものとし、スマートフォン及びタブレットで対応できるものとする。

　 なお、ＯＳのバージョンは、Android４以降、iOS８以降に対応したものとする。

エ　受託者は、アプリのApp Store、Google Playへの登録申請、公開までの一切の手続きを行い、それらの費用を負担する。

オ　構築するアプリは、委託者が指定する名称で登録申請を行うものとし、アプリで提供する情報は、本業務で委託者が提供した情報に限る。

カ　画面デザイン及びアプリのアイコン並びにページ階層等は、受託者が提案する。

**⑵　コンテンツ情報等**

　　　動画等のコンテンツ情報のデータは委託者が提供するが、コンテンツの加工は受託者で実施すること。

　　　なお、データの受け渡し方法は、別途協議の上、決定する。

**⑶　アプリの運用・保守**

　 ア　アプリ構築後は、その運用に当たり、ＡＲマーカーと連携するデータなどのコンテンツ情報等を委託者側の管理者で容易に修正、追加、削除が可能であり、また、コンテンツの編集についても、インターネットを利用できるパソコンがあれば特殊な設定を行わずに編集作業ができること。

イ　受託者は、アプリが動作するＯＳ（iOS及びAndroid）については、最新バージョンへの対応を速やかに行う。

ウ　受託者は、来園者が快適にアプリを利用するために必要なサーバを確保し、データの保管・バックアップ、ウィルス対策等の運用・保守を行う。

エ　受託者は、運用開始後の利用状況等に関する統計について、委託者と協議して内容の分析を行うこととし、報告すること。

**６　検証作業**

⑴　受託者は、円滑に検証を行えるようにアプリ内ページ構成図等の全体概要資料を作成し、委託者に提出する。

⑵　履行期間が終了するまでに、構築したアプリが正常に作動し、本業務で要求する機能、性能その他すべての要件を満たしており、円滑に運用できるかを確認するとともに、検証結果について検証結果報告書を作成し、委託者の承諾を得る。

　　　 また、検証作業については、委託者においても実地検証できるようアプリを組み込んだ端末（検証用機器）を用意すること。

**７　作業条件**

⑴　アプリ構築のための作業場所は、受託者で確保する。

　⑵　アプリ構築のための検証用機器及び使用材料は、原則として、受託者で確保する。

　⑶　受託者は、委託者の求めに応じて、作業の進捗状況について報告する。

**８　成果物**

　⑴　本業務の成果物は、次のとおりとする。

　　　　以下に定めるものを１部ずつ提出する。

　　ア　アプリ内ページ構成図等のアプリの全体概要

　　イ　作成した画面デザイン、アイコン等

　　ウ　検証結果報告書

　　エ　管理者用操作説明書

　　オ　利用者用操作説明書

　　　また、提出する成果物は、加工可能な電子ファイルとしてマイクロソフト社の、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointのいずれかの形式で、受託者側が用意したCD-R等へ記録し納品する。

　　　　なお、加工可能な電子ファイルの形式については、委託者と協議の上、Word、Excel、PowerPoint以外のファイル形式を採用することができる。

⑵　納入した成果物に瑕疵があることが明らかになった場合は、委託者は、相当の期間を定め、当該瑕疵の補修を請求できるものとする。

⑶　なお、運用開始後の利用状況等に関する統計については、前記５⑶エのとおり。

**９　納品場所**

　　公益財団法人広島市みどり生きもの協会安佐動物公園

　　広島市安佐北区安佐町大字動物園

**10　著作権、秘密保持**

　⑴　委託者から提供されたコンテンツの素材（動画、静止画、音声データ等）の著作権は委託者に帰属する。

⑵　本業務で作成した画面デザイン及びアプリのアイコン等の著作権は、委託者に帰属する。

　　　　ただし、受託者が委託者に事前に承諾を受けた場合は、受託者の広報媒体等で利用することができる。

⑶　アプリ内で使用するアイコン等で、受託者が本業務以外で作成したものの著作権は、受託者に帰属する。

ただし、委託者が受託者の事前承諾を受けた場合は、委託者はこれらを委託者の広報媒体等で利用することができる。

⑷　受託者は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

**11　その他**

　⑴　納品後においても、委託者からのアプリに関する質問に対し、適宜、応答・説明を行う。

⑵　この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と協議の上、決定する。

⑶　委託者との協議後は、協議録を作成し、委託者の承認を受ける。